

神戸市看護大学

新型コロナウイルス感染症に対応した

看護学実習ガイドライン

【追加・修正のポイント】

オミクロン株感染拡大の状況を踏まえ、以下を追加・修正する。

- 1) 濃厚接触者の自宅待機期間の短縮
- 2) ガイドラインを遵守しない場合の対応を記載
- 3) 夜間休日の連絡先を明記
- 4) コロナワクチンの接種勧奨を明記

2020年8月3日 初版
2020年11月21日 Ver1.1
2021年5月24日 Ver2.0
2021年8月23日 Ver2.1
2022年5月9日 Ver3.0

神戸市看護大学 新型コロナウイルス感染症に対応した看護学実習ガイドライン

本ガイドラインは、看護学実習にかかわる看護学生と教員向けの行動指針である。コロナ禍での看護学実習において、感染を予防し感染拡大を防ぐための、現時点での最善の行動を示している。また、この内容は、看護職の職業上の倫理でもあり、実習施設でケアする者としての自覚・心構えでもある。

本学の看護学実習の基本方針

1. 臨地実習の機会を確保する。
2. 状況に応じて学内実習やオンライン実習を活用する。
3. 学生および実習担当教員は日常生活での感染症対策と臨地での標準予防策の実施を徹底する。

I. ガイドラインの目的と対象

ガイドラインの目的は、患者（利用者）、学生、教員を新型コロナウイルス感染症から守り、安全に実習が行われるようにするための行動指針を提供することである。実習を履修する学生と直接指導にあたる教員を対象に、**実習開始前後2週間**の行動について定めている。

II. 基本的な感染症対策の実施

1. 日常生活での感染症対策

十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけ健康管理に留意し、体調不良時は無理せずに休むようにする。また、日常生活において手洗い・アルコール消毒・マスクの着用などの一般的な感染症対策を徹底するとともに、集団感染が確認された場合に共通する密閉空間、人の密集、近距離で会話や発声という3条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。各種施設の利用については、業種ごとのガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設を利用する。

①密閉

部屋は常にドアを開放しておく。エアコンがある場合は、スイッチをオンにしておく。

②密集

通学・通勤時、休憩時、食事時などは、可能な限り十分な距離（2m以上）をとる。
実習終了後帰宅時間は、通勤・通学ラッシュ時間を避けるように努力する。
更衣室が密集する場合は、分散して更衣するように心がける。

③密接

対面での会話・食事は横並びで行い、食後はマスクを着用する。
共有する物品（テーブル、椅子、ドアノブ等）は、食後と帰宅前に最後に使用した人が除菌シートなどで消毒する。

兵庫県またはその他の地域が緊急事態宣言や新型インフルエンザ等まん延防止重点措置の適用となるなど感染拡大期となった場合、以下についても遵守する。

- (1) 感染が拡大している地域での飲食を伴う会合（私的あるいは仲間うちでの飲食を含む）については、原則自粛する。
- (2) 感染が再拡大している地域への不要不急の移動は自粛すること。
- (3) やむを得ず感染が拡大している地域へ移動する場合は、移動先地域の流行状況や交通手段、移動経路等の感染リスクを慎重に判断するとともに、手指衛生の徹底やマスクの常時着用、いわゆる「三密の回避」など感染拡大防止に万全を期す。

2. ワクチン接種

新型コロナワクチンの接種は、任意であるが、未接種の場合は臨地実習が制限される可能性があるため、大学としては3回の接種を強く勧める。

学生・教員は、臨地実習までに新型コロナワクチンの3回接種を必ず受け、定められた方法で保健室に届け出る。接種状況は、保健室が厳重に管理し、実習実施に不可欠な場合に限り事務局または教員を通して実習施設へ通知される。

健康上の理由で接種ができなかったり、ワクチン接種に不安を感じたりしている人は、保健室が相談を受け付ける。教員は、ワクチンの接種状況が実習内容に影響を与えないように実習施設に丁寧に働きかけなければならない。やむを得ず、ワクチン未接種のために臨地での実習内容が制限される場合は、同等の教育効果が得られる代替方法による実習を担当教員が最大限配慮する。

3. 臨地実習期間およびその前後での感染症対策

感染成立の3要因（感染源・宿主・感染経路）への対策と、「病原体を 1. 持ち込まない、 2. 持ち出さない、 3. 拡げない」ことを基本とする。

1) 実習前

- ①実習の 2 週間前から実習中は、毎朝夕の検温及び自覚症状の確認を実施し、必ず記録する。記録用紙は共通のものを使用する（学生は別紙 3、教員は別紙 4）。但し、病院（施設）指定の健康管理票がある場合はそれを使用する。
- ②実習 2 週間前から実習中は、人と直接接触するアルバイトは行わないこととする。
- ③実習 2 週間前から実習中は、感染リスクが高い行動や不要不急の外出は慎む。例えば、三密に相当する等感染対策が十分になされていない場所や兵庫県新型コロナ対策適正店認証を受けていない飲食店の利用、普段生活をともにしない人との会食は自粛する。学生健康管理票の＜特記事項＞欄に、毎日の外出や会食等の行動の記録をつけることを義務づける。
- ④感染による事故に備えて、Will 等の保険への加入を義務とする。
- ⑤特に、公共交通機関を長時間利用しなければならない場合は、感染予防に留意する。

2) 臨地実習中

- ①看護学実習オリエンテーションにおいて、教員は感染症対策の遵守の重要性と徹底について指導する。
- ②自宅から実習施設までは各自で準備した不織布マスクを着用する。
- ③実習中は通学・通勤時に着用したマスクから、大学が配布した実習用のマスクに必ず付け替える。帰宅時は、実習中のマスクを着けたまま帰らない。使用した実習用マスクは各自ビニール袋に封し、自宅で廃棄する。
- ④マスク以外の感染予防具については、各実習施設の基準に従い装着する。
- ⑤マスクの他、実習施設で使用する感染予防具を、実習担当教員は、所定の場所（本学の 4 階大会議室の倉庫）から臨地実習場所に移動させ、必要な場所に設置または交換する。
- ⑥実習中は、大学が配布した手指消毒用アルコールジェルを携帯し、適宜使用する。
- ⑦実習施設の更衣室は、学生が密集しないよう状況に応じて交代で使用する。実習担当教員はロッカーの配置表を作成し、データは 2 週間保管する。
- ⑧病棟等実習施設における感染予防対策については、施設の基準に従う。
- ⑨休憩室でもマスクは必ず着用する。昼食は、昼食場所が混雑しないよう分散した上で、対面を避けて黙食する。状況に応じてアクリル板を使用する。
- ⑩マスクを着用していない人（患者）と話す場合、1 メートル以上離れるように注意する。
- ⑪ゴミは、学生・教員ともに持ち帰る。
- ⑫通常の実習に加え感染予防への配慮や行動が求められ、学生も教員も強いストレスにさらされているため、1 日の実習終わりなどに自己ケアのための時間を設けること、及び十分な睡眠をとることを心がける。

⑬実習中に、体調不良となった学生は、土日・祝日・平日の時間外も担当教員に状態を報告する。報告のタイミングや方法は、教員と相談する。

⑭新型コロナウイルスの検査で陽性または濃厚接触者となった場合やその疑いがある場合には、直ちに下記に連絡する。

保健室 078-794-8085

土・日・祝日に感染が判明または濃厚接触者となった場合：

保安室：078-794-8089

不在の場合は警備員携帯：090-9051-1611

3) 実習後

①実習後も 2 週間は健康観察を行い、発熱やその他症状出現時は速やかに「IV. 学生の発熱・症状出現時の対応」に基づき報告する。

②次回の看護学実習より 2 週間前から人と接触するアルバイトは行わない。

III. 実習施設・患者（利用者）等への説明責任

1. 実習施設への対応

学生および実習担当教員は、本学または実習施設が作成した誓約書（学生は別紙 1、教員は別紙 2）を熟読の上署名する。学生は、説明を十分に聞いた上で、実習前までに実習担当教員に提出する。誓約書は、原則として実習施設に提出する。

2. 健康生活支援学実習での対応

当該実習は、施設管理者がいない地域で開講される。そのため、学生は、対象となる地域住民に、感染症対策を確実にしていることを丁寧に説明し、理解を得るよう努める。

3. ガイドラインを遵守する責任

このガイドラインは、患者（利用者）を新型コロナウイルス感染症から守り、安全に実習を行うために必要な行動を示したものであり、看護学生はこれらを遵守する責任がある。

①本学のガイドラインに加えて、実習施設が求める感染防止対策も遵守しなければならない。

②ガイドラインを遵守しなかった場合は、実習に参加できない場合がある。その期間の欠席は出席停止扱いにはならない。

③ガイドラインを遵守しなかった事に起因して実習施設より実習参加が許可されなかったり、自宅待機や検査を求められたりした場合、その期間の欠席は出席停止にはならない。

④重大なガイドラインの違反があった場合は、実習中の事故またはインシデントとして取り扱う。このとき、ガイドラインが定める教育的配慮の対象とならない場合がある。

ただし、実習指導体制を十分に整えられ、かつ、必要とされる教育的効果が見込まれる場合に限り、教員は上記①～④において臨地に行けない期間の教育的配慮として学内またはオンライン実習を実施することができる。

IV. 学生の発熱または感染症の兆候を示す症状出現時の対応

1. 医療機関の受診

- ①37.0℃以上の発熱または感染症の兆候を示す症状が出現した場合は、大学・実習先へ通学せず、速やかにかかりつけ医等の医療機関を受診し、診断書（診断名、療養期間を明記）を取得の上、適切な治療・休養を行う。
- ②医療機関でPCR検査または抗原検査を受け、新型コロナウイルス感染症との鑑別を適切に行う。自費でPCRまたは抗原検査を受検した場合は、明細書等費用を証明する書類を保管しておく。PCR検査または抗原検査が受けられる医療機関が見つからない場合は、保健室に相談する。
- ③アレルギー疾患等の慢性疾患や持病による症状と考えられる場合であっても、別紙3・4の健康管理表にある症状がみられた場合、受診し、適切な治療を行う。
- ④実習開始前2週間の健康状態、受診・治療の経過を健康管理表に詳細に記録し、実習オリエンテーション時に実習担当教員に報告する。

2. 新型コロナウイルス感染症以外の原因による場合（ワクチン接種後の副反応も含む）

1) 臨地実習

- ①37.5℃以上の発熱の場合は、臨地での実習は中止とする。ただし、平熱や他の症状を勘案し37.0℃から37.5℃については総合的に判断する。なお、発熱の判断について別途実習施設の基準がある場合はそれに従う。
- ②**臨地実習の開始時期は、実習施設の指示または基準に従い、実習施設との協議の上、個別に判断される。**
- ③**実習施設からの指示・基準がない場合、実習施設との協議による実習開始の目安は、以下の通りとする。**
(非流行期) 薬物を服用せず解熱・症状が消失後、72時間までは臨地実習は行わない。
(流行期) 発症後7日が経過、かつ、薬物を服用せず解熱・症状が消失後、72時間までは臨地実習は行わない。

※本学では、新型コロナ感染症の学生活動制限レベル1の場合、非流行期、レベル2以上の場合、流行期とする。

- ④発熱または感染症の兆候を示す症状により臨地実習に参加できなくなった期間は、出席停止期間とする。ただし、学内実習・オンライン実習に参加するための条件を満たし、かつ、実習目標を達成するための個別の指導が可能であると科目担当者が判断した場合は出席停止期間に学内実習またはオンライン実習に参加することによって、出席扱いとすることができる。

2) 学内実習

- ①37.0℃以上の発熱または感染症の兆候を示す症状が消失した日を0日として3日目以降、または、医師が感染の恐れがないと認めた場合は、学内実習に参加することができる。
- ②発熱または感染症の兆候を示す症状により学内実習に参加できなくなった期間は、出席停止期間とする。ただし、オンライン実習に参加するための条件を満たし、かつ、実習目標を達成するための個別の指導が可能であると科目担当者が判断した場合は出席停止期間にオンライン実習に参加することによって、出席扱いとすることができる。

3) オンライン実習

37.0℃以上の発熱または感染症の兆候を示す症状があっても、体調に問題がなければ、実習担当教員と相談の上、オンライン実習に参加することができる。

3. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

1) 実習前

保健所の指示による自宅療養期間終了後1週間以内に臨地実習を行う場合は、新型コロナウイルス感染症が治癒したとみなされる保健所からの資料を教務学生課保健室職員に提出する。

2) 実習期間中

- ①学生および実習担当教員に新型コロナウイルスのPCR検査または抗原検査で陽性者が出た場合、大学は陽性者の臨地および学内での実習は速やかに中止とする。
- ②陽性者は、学生便覧に記載の学校感染症に罹患した時の手続きに従う。
- ③陽性者は保健所の指示による自宅療養期間中は出席停止期間とする。自宅療養期間は、症状出現から10日かつ症状消失から3日経過後となる。

4. 連絡体制

- ①実習開始前後2週間に発熱・症状が出現した場合、学生は医師の診断結果（診断名、登校可能日）と健康状態・行動歴を教務学生課保健室職員に報告する。実習期間中は、当該実習担当教員に電話およびメールで報告する。
- ②保健室職員は、実習部会長と学生部長へ報告する。
- ③実習担当教員は、実習科目責任者および実習施設の担当者に連絡する。

- ④実習科目責任者は、実習部会長と保健室職員に随時状況を報告する。また、実習施設の責任者に対しての報告も行う。
- ⑤保健室職員は発熱・症状が出現した学生について実習後の健康状態の経過を記録する。教務学生課職員は、授業の出欠状況を記録する。

V. 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合

1. 新型コロナウイルスに感染した者との濃厚接触者（下記参照）であることがわかった場合は、速やかに教務学生課保健室職員に連絡し、指示があるまで自宅で待機する。実習中は、実習担当教員にも連絡する（学生便覧参照）。また、感染者との濃厚接触の疑いがあるとして、大学が自宅待機を要請する場合もある。

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいう。ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から 2 日前、症状のない人では検体採取時から 2 日前の期間である。この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者という。

☐ 陽性者と同居している人

☐ 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後 2 列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲 2m 以内に搭乗していた人が原則）

☐ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人

☐ 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人

☐ マスクなしで陽性者と 1m 以内で 15 分以上接触があった人

ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断する。

厚生労働省：新型コロナウイルス最前線
(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202109_00005.html) 2021 年 9 月、より

2. 学生および実習担当教員が感染者の濃厚接触者に特定またはその恐れが高いとされた場合（同学年・同グループの学生、受け持ち患者、実習病棟の医療従事者など）、大学は、当該者の陰性が確認されるまでは当該者の臨地及び学内実習を中止する。その期間基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間とする。ただし、感染者との最終の濃厚接触から 8～14 日の期間にある学生は、保健室より登校の許可が得られた場合は学内実習に参加することができ、実習施設より許可が得られた場合は臨地で実習をすることができる。
3. 濃厚接触者は、療養または症状観察期間は、出席停止期間とする。ただし、濃厚接触者で心身の健康状態に問題がなく、授業をうけることが可能な状態の学生に対して、教員はオンライン実習を行うことができる。

VI. 同居家族に感染症状がある場合

- ①同居家族に感染症状があるが、新型コロナウイルス感染症以外が原因と診断されている場合、教員は実習施設に報告し、対応する。
- ②同居家族に感染症状があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、臨地実習は行わない。

VII. 実習届の提出と補習実習

1. 出席停止期間は、診断書または新型コロナウイルス感染症に罹患したことを示す通知書を添付した欠席届（別紙 5）が提出された場合、公的欠席として取り扱う（欠席扱いとしない。出席を必要とする日数に参入しない）。
2. 以下の条件を全て満たす場合は、臨地での補習実習を行う。ただし、年度内に補習実習が実施できない場合は、翌年度に再履修となる。
 - 1) 公的欠席の処理をした上での出席すべき時間の 4/5 以上出席している。ただし、学内・オンライン実習も含む。
 - 2) 実習目標達成のためには追加の臨地実習が必要と教員が判断し、かつ、実習施設との調整が可能である。

※今後の感染状況や政府方針等の状況に応じて、適宜、ガイドラインを修正する。

【参考資料】

大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）。

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所 及び養成施設等の対応について。

https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

厚生労働省：新型コロナウイルス最前線

(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202109_00005.html) 2021 年 9 月.

厚生労働省事務連絡：新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について. <https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>. 2022 年 1 月 5 日（同年 2 月 2 日一部改正）. 2022 年 4 月 3 日閲覧.

兵庫県新型コロナウイルス対策本部：新型コロナウイルス感染症に係る飲食店等に対する要請等について. <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/documents/innsyokuyousei.pdf>. 2022 年 3 月 17 日.

●●病院
病院長 ●●●●様

COVID-19 感染拡大防止への対応に関する誓約書

私は、以下の内容を遵守し貴施設で実習いたします。

1. 自己の体調管理に努め、同居家族の体調も確認したうえで実習に臨みます。
2. 実習期間中、毎朝夕検温を行い、体調不良時には実習を中止します。
3. 以下の感染防止策に則り行動します。
 - ・手洗い、咳嗽の励行
 - ・対象者へのケア前後の手指消毒（消毒薬の携帯）の徹底
 - ・施設内でのマスクの着用
 - ・登下校時のマスクの着用（施設内で使用したマスクは使用しない）
 - ・その他、貴施設のルールに則った感染防止策
4. 実習に際し、以下の行動を慎み、各自で感染拡大防止に努めます。
 - ・実習の2週間前からの海外を含めた感染拡大地域への出入り
 - ・不特定多数の人が利用し、感染リスクが懸念される施設への出入り
 - ・実習の2週間前からは、人との直接接触のアルバイトは行わない。
 - ・その他、感染防止に配慮していない行為
5. 実習の2週間前からの体調チェックは自身で行い、現在、体調に異常はありません。
6. 貴施設で実習中に自身が感染したことが判明した場合は速やかに申し出ます。
7. その他、貴施設の感染拡大防止の基準に従います。

年 月 日

神戸市看護大学・看護学部 年生

氏名 _____

●●病院

病院長 ●●●●様

COVID-19 感染拡大防止への対応に関する誓約書

私は、以下の内容を遵守し貴施設で実習の指導をいたします。

1. 自己の体調管理に努め、同居家族の体調も確認したうえで実習指導に臨みます。
2. 実習期間中、毎朝夕検温を行い、体調不良時には実習指導を中止します。
3. 以下の感染防止策に則り行動します。
 - ・手洗い、咳嗽の励行
 - ・対象者へのケア前後の手指消毒（消毒薬の携帯）の徹底
 - ・施設内でのマスクの着用
 - ・通勤時のマスクの着用（施設内で使用したマスクは使用しない）
 - ・その他、貴施設のルールに則った感染防止策
4. 実習指導に際し、以下の行動を慎み、感染拡大防止に努めます。
 - ・実習の2週間前からの海外を含めた感染拡大地域への出入り
 - ・不特定多数の人が利用し、感染リスクが懸念される施設への出入り
 - ・その他、感染防止に配慮していない行為
5. 実習の2週間前からの体調チェックは自身で行い、現在、体調に異常はありません。
6. 貴施設で実習指導中に自身が感染したことが判明した場合は速やかに申し出ます。
7. 実習中の学生の健康状態に留意し、学生が感染防止に配慮した行動を遵守できるように指導します。
8. その他、貴施設の感染拡大防止の基準に従います。

年 月 日

神戸市看護大学 教員氏名 _____

看護学実習 学生健康管理票

学籍番号	氏 名

※実習開始前2週間前から健康状態を記載する

月 日	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)	特記事項
(時刻)体 温	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	
(時刻)体 温	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	
咳 嗽	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
倦怠感	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
息苦しさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
咽頭痛	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
喀痰	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
鼻汁・鼻閉	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
筋肉・関節痛	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
頭 痛	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
味覚・嗅覚異常	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
下 痢	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
嘔気・嘔吐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
その他（症状）								
※感染者と接触 した可能性	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
※同居家族に上 記の症状あり	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
通学以外の外 出・会食								
担当教員確認欄								

※毎朝検温、症状等を記入のうえ、実習担当教員の確認を受けてから実習を開始してください。症状がある場合は、□に✓を入れて、担当教員の指示を受けてください。

※実習最終日にこの用紙を担当教員に提出してください。

看護学実習 教員健康管理票

教 員 氏 名

※実習開始前 2 週間前からの健康状態について記載する。

月 日	／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)	特記事項
(時刻)体 温	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	
(時刻)体 温	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	() ℃	
咳 嗽	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
倦怠感	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
息苦しさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
咽頭痛	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
喀痰	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
鼻汁・鼻閉	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
筋肉・関節痛	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
頭 痛	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
味覚・嗅覚異常	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
下 痢	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
嘔気・嘔吐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
その他（症状）								
※感染者と接触 した可能性	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
※同居家族に上 記の症状あり	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
大学や実習施設 への通勤以外の 外出・会食等								

※毎朝検温、症状等を記入のうえ、自己健康管理をおこなってください。症状がある場合は、□に✓を入れて、上司に相談するなどの対応をとってください。

欠 席 届

年 月 日

神戸市看護大学長 様

☐学部 ☐大学院

年度入学 年生

学籍番号

氏 名

私は、次のとおり欠席します（した）ので、お届けします。

1. 期 間

年 月 日（ ）から

年 月 日（ ）まで

日間

2. 理 由

.....

.....

.....

.....

* その理由が疾病による場合には、医師の診断書を添付すること。